

No 201

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	介護保険サービス事業者第三者評価支援	開始年度	平成 15 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係		
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	介護事業者が第三者評価を積極的に受審するよう支援し、介護サービスの質の向上を図るとともに、利用者が質の高いサービスを選択できる環境を整備します。
事業の対象	介護保険法第8条及び第8条の2に定める、居宅サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護予防サービス事業者、地域密着型サービス事業者、地域密着型介護予防サービス事業者
事業の概要	第三者評価の受審が義務となっていない、区内の居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所、介護予防サービス事業所、地域密着型サービス事業所及び地域密着型介護予防サービス事業所を運営する法人に対し、第三者評価機関（東京都福祉サービス評価推進機構が認証）のサービス評価を受けた審査費用(上限60万円)を助成します。
根拠法令	港区介護保険サービス第三者評価支援事業実施要綱

事業の成果												
指標	指標1	受審事業所数			指標2	全居宅サービス事業者数			指標3	全地域密着型サービス事業者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	10	13	130.0%	平成27年度	206	7	3.4%	平成27年度	17	6	35.3%
	平成28年度	12	11	91.7%	平成28年度	208	3	1.4%	平成28年度	28	8	28.6%
平成29年度	13	—	—	平成29年度	201	—	—	平成29年度	26	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	第三者評価を受審することで介護サービスの質の向上につながり、受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページや介護保険課及び高齢者相談センターの窓口で閲覧することにより、利用者自らが質の高い事業者を選択することができます。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	4,300	800	0	3,500	0	0	113	0	4,413	4,413	100%
平成28年度	4,300	750	0	3,550	0	0	381	0	4,681	4,281	91%
平成29年度	4,900	450	0	4,450	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項	平成28年度決算：予算流用後に、29年度に入ってから助成申請事業者の経営状況が悪化し、受審費用が支払えなくなったため、助成費の支出が不可となり執行残が発生しました。										

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	東京都地域福祉推進区市町村包括補助事業により、居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者は1/2、地域密着型サービス事業者は10/10の補助を受けて実施しています。
区民ニーズや要望（今後の需要見込み）	受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページや介護保険課及び高齢者相談センターの窓口で閲覧することにより、利用者が介護事業者を選ぶうえで参考となるため、今後も区民ニーズは高いと考えられます。
他団体等の取組状況（類似事業の有無）	23区で同様の事業を実施しています。
区関与の必要性（実施する必要性）	事業者の事業運営の向上につながるため、区が実施する必要があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	第三者評価の受審については、認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）は義務となっていますが、その他の事業所は任意となっています。介護サービスの質の向上を図り、利用者が質の高いサービスを選択できるように、制度の効果を広く周知し、受審事業所を増やす必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点（付帯意見への対応等）	現在は、受審義務のある認知症高齢者グループホームや、地域密着型サービス事業者へ重点的に周知を行っていますが、その他の事業者で助成の希望がどの程度あるか調査を行う予定です。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	5	介護事業者が介護保険サービス第三者評価を受審することにより、介護サービスの質の向上につながります。事業者の事業運営の向上につながるため、区が実施する必要があります。
② 効果性	5	介護保険サービス第三者評価の結果を公表することで、事業の透明性を確保し、利用者が質の高いサービスを選択できます。
③ 効率性	4	都補助金の活用（居宅サービス事業者・居宅介護支援事業者は1/2、地域密着型サービス事業者は10/10補助）により、区の負担が軽減されています。事業者向け研修会、説明会の場で事業周知を行うことで、周知に要する費用を削減しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充（拡大または充実して実施）する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続（現状の内容で実施）する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	

所管課による評価の理由（事業に対する取組方針） ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	介護保険サービス第三者評価は介護サービス事業者が自らのサービス向上に役立てることが出来ます。また、受審結果を東京福祉ナビゲーションのホームページや介護保険課及び高齢者相談センターの窓口で閲覧することにより、介護サービス利用者が事業者を選択するうえでの参考となります。 今後も、受審事業者数を増加させるために、受審事業所の港区ホームページの掲載や、事業者説明会、実地指導で案内するなど、介護事業者への周知方法を工夫していきます。
---	--

N o	202	平成29年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	介護相談員派遣等事業	開始年度	平成	15	年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係				
所 管 課 長	保健福祉支援部介護保険課長				
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する				
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する				
施 策 名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実				

事業概要	
事業の目的	介護保険法に規定する介護サービスの提供の場に介護相談員を派遣し、サービス利用者の相談に応ずることにより、サービス利用者の疑問、不満又は不安を解消することで、サービスにかかわる苦情を未然に防止するとともに、サービスの質的な向上を図ります。
事業の対象	介護保険法に規定する介護サービス利用者
事業の概要	区民公募により選ばれた介護相談員が所定の養成研修を終了した後、下記の活動を行い施設と利用者との「橋渡し」を行います。 <活動内容> (1) サービスに関する相談 (2) 相談員の派遣を希望する区内の事業所又は施設への訪問 (3) 派遣事業所等におけるサービスの実態把握 (4) 派遣事業所等の行事への参加 (5) 派遣事業所との意見交換 (6) サービス利用者宅への訪問 (7) 区や派遣事業所等へのサービス改善等の提言・助言 (8) その他必要な活動
根拠法令	港区介護相談員派遣等事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	相談件数			指標2	派遣回数			指標3	介護相談員数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	2,500	2,900	116.0%	平成27年度	710	711	100.1%	平成27年度	24	20	83.3%
	平成28年度	2,600	2,738	105.3%	平成28年度	720	691	96.0%	平成28年度	23	23	100.0%
平成29年度	2,700	—	—	平成29年度	700	—	—	平成29年度	23	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	指標は概ね目標に達しています。2年ごとに見直していますが、今後どのような施設を増やしていくのか、相談員の定数を踏まえた検討が必要です。介護相談員が施設と利用者との「橋渡し」をすることで、利用者の意見や要望を反映させるとともに、苦情になるのを未然に防止するなど、サービスの質的向上に寄与しています。引き続き、より多くの相談にきめ細かく応じるため、介護相談員を増やすことを検討します。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	7,090	7,090	0	0	0	0	0	0	7,090	6,654	94%
平成28年度	7,255	7,255	0	0	0	0	0	0	7,255	6,086	84%
平成29年度	7,468	7,468	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	人件費等事務経費については、平成23年度の包括外部監査の指摘を受け、平成24年度に社会福祉協議会常勤職員相当額から非常勤職員相当額の対応としたことで一定の改善が図れました。介護相談員の活動費等については、ボランティアとしての性格が強く削減の余地はありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	利用者と施設の「架け橋」となることで、利用者の疑問や不安を解消し、問題の解決を図ることで利用者への安心につながっています。今後も要望は高いと考えられます。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	中央区・墨田区・台東区・豊島区・葛飾区の5区が実施しています。港区では、介護施設に対してだけでなく、介護保険事業に関する意見を伺う場としてもとらえ、相談員として公募区民を活用しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	相談員による、区内施設の利用者の意見に基づいた指摘等を生かし、区内施設を指導監督する立場から、区が実施する必要性があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	①相談員の資質向上を実現するためには、相談員を指導する港区社会福祉協議会職員のスキルアップを図る必要があります。 ②区民でもある相談員が聞き取った内容をもとに改善された事例を、相談員にフィードバックする仕組みづくりが必要です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	介護サービス事業所の増加に伴い、介護相談員の増員が望まれています。ボランティアとしての性格が強いため応募が増えず、事業の周知と募集方法の改善が必要です。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	施設利用者の意見・要望等を把握し適宜改善に結び付けることで、施設サービスの質の向上に寄与しており、事業継続は必要です。
② 効果性	5	施設利用者の意見・要望等を施設・区に橋渡しをすることにより、苦情申立に至るほど問題が大きくなることを防止します。また、利用者等が感じる不安・不満等の解消につながるとともに、相談員が気軽に声がけをすることで、利用者の孤独感を解消することにも寄与します。
③ 効率性	4	人件費について見直し、一定の改善を行いました。介護相談員の活動は、ボランティア活動的な要素が強く公益性があるため、港区社会福祉協議会に委託して実施しており、効率性は高くなっています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
------	--

・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	区民公募による介護相談員が、利用者や家族から直接不満や不安について相談に応じることで、利用者の不満や不安を軽減しています。相談員が聞き取った要望等は施設等に橋渡しするだけでなく、区の事業者に対する指導や監督に生かすことで、介護サービスの改善や質の向上にも繋がっています。本事業につきましては、継続して実施していきます。
※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載	
※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載	
※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	

N o	203	平成29年度 港区事務事業評価シート			
評価対象					
事務事業名	介護サービス事業者振興事業	開始年度	平成	12	年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護事業者支援係				
所 管 課 長	保健福祉支援部介護保険課長				
基 本 政 策	6 生涯を通じて心ゆたかで健康な都心居住を支援する				
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する				
施 策 名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実				

事業概要	
事業の目的	<p>介護事業者に対し、介護保険制度の動向やサービス改善のために必要な情報を伝えるとともに、介護事業者のサービスの質の向上を目指し、下記事業を実施しています。</p> <p>①介護保険事業者説明会②ケアマネジャー研修③介護職のスキルアップ研修④介護サービス事業者管理者研修⑤サービス提供責任者等研修⑥施設ケアマネジャー研修⑦喀痰吸引等研修⑧介護(福祉)のしごと面接・相談会⑨介護サービス従事者永年勤続表彰</p>
事業の対象	<p>①区の被保険者にサービス提供を行う区及び近隣区の介護事業者</p> <p>②～⑦区の被保険者にサービス提供を行う区内及び近隣区の介護サービス事業所に勤務する介護職員</p> <p>⑧区内の介護サービス事業所及び介護(福祉)のしごとに従事する意向のあるもの</p> <p>⑨区内の介護事業所に勤務する介護従事者</p>
事業の概要	<p>①介護事業者が円滑に事業運営できるよう、事業者説明会で情報提供を行います。</p> <p>②～⑦利用者が安心して介護サービスが受けられるよう、サービスの質の向上を目的にケアマネジャーや訪問介護員などの介護職員を対象とした職層に応じた研修を実施します。</p> <p>⑧「介護(福祉)のしごと面接・相談会」を開催し、区内の介護事業者の人材確保を支援します。</p> <p>⑨長年にわたり地域の高齢者の福祉増進のために、介護に従事した人をたたえることにより、介護職員のやりがいを引き出し、定着につなげます。</p>
根 拠 法 令	介護保険法・港区介護保険条例・港区介護保険サービス事業者等指導及び監査実施要綱

事業の成果												
指 標	指標 1	面接・相談会来場者数			指標 2	研修参加数			指標 3	介護保険サービス事業者説明会参加事業者数		
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	150	47	31.3%	平成27年度	960	542	56.5%	平成27年度	400	611	152.8%
	平成28年度	150	99	66.0%	平成28年度	830	553	66.6%	平成28年度	400	286	71.5%
平成29年度	100	—	—	平成29年度	860	—	—	平成29年度	400	—	—	
成果の概要 (指標の説明等)	<p>面接・相談会は、介護の仕事についてのミニセミナーや講演会を同時に開催することによって、介護の仕事への理解を深める場としても活用し、参加者数は、求職者・事業者とも増加しています。</p> <p>研修等の実施は受講者の満足度も高く、介護サービスの資質の向上に寄与しています。なお、研修の回数及び参加定員については、これまでの実績を踏まえるとともに、研修効果を高めるため、毎年調整しています。</p> <p>介護サービス事業者説明会は、制度改正がある場合など、必要に応じて実施回数を増やし、適切に情報提供を行っています。</p>											

事業費の状況(単位：千円)												
年度	予算状況									決算状況		
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率	
平成27年度	7,378	5,706	0	1,672	0	0	-113	0	7,265	6,593	91%	
平成28年度	7,564	5,830	0	1,734	0	0	58	0	7,622	7,034	92%	
平成29年度	7,494	5,653	0	1,841	0	0	—	—	—	—	—	
予算・決算に関する特記事項												

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	研修については、研修内容の検討をし、各職層で共通する課題については合同開催とするなど、実施回数を見直しました。 「介護(福祉)のしごと面接・相談会」は、港区社会福祉協議会・東京都福祉人材センター・ハローワーク品川と共催している事業です。引き続き連携していくことで人的負担及び経費削減に努めます。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	介護人材の確保や介護サービスの質の向上は、高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実につながるものであり、介護サービス事業者振興事業の必要性は高くなっています。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	「研修事業」は、東京都や他区で実施しています。 「介護(福祉)のしごと面接・相談会」は、東京都、文京区・北区・江東区・世田谷区で実施しています。 「介護サービス従事者永年勤続表彰」は、荒川区、足立区で実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	介護サービス利用者に良質な介護サービスを提供することは保険者の責務です。研修等の実施により、介護サービスの質の向上が図られています。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	②～⑦の「事業所向け研修」は、介護職員の知識や技術の向上に向け、研修を総合的・一体的に実施し、介護職員のニーズに即した研修内容となるよう、高齢者相談センターや介護事業者連絡協議会とも連携し続ける必要があります。 ⑧の「介護のしごと面接・相談会」は、ハローワーク品川と緊密に連携を取り、事業の周知を図るとともに、東京都で行っている同様の面接会や施設見学会などの周知も行い、介護人材の確保に努めていますが、雇用主・就労者・就労希望者の相談を具体的に受けながら総合的に雇用の安定を目指す必要があります。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	研修の機会を確保することにより、介護の職への定着と、介護サービスの質の向上に寄与し、港区の高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実が図られており、事業の継続が必要です。 また、介護サービス事業者説明会によって、事業者が円滑な事業運営ができるよう情報提供を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 「介護(福祉)のしごと面接・相談会」については、介護事業者と就労希望者のマッチングだけでなく、雇用後の相談も含めて検討し、雇用の安定を目指していきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	それぞれの介護事業者を対象とする厚生労働省令等の運営基準に、介護事業者は職員に対し「資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない」とされているので、研修機会をより多く提供するために、区の支援は必要です。
② 効果性	4	職層別の研修の実施後のアンケートでは、約85%の人が、今後のサービス提供に生かせる役に立つ内容だったと回答しています。こうしたことから、介護サービス事業者の質の向上が図られています。
③ 効率性	3	「研修事業等」については、東京都の補助金を活用するとともに、研修を一括で業務委託することで経費の削減に繋げています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input type="radio"/> 継続	<input checked="" type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。					
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	研修の機会を確保することにより、介護の職への定着と、介護サービスの質の向上に寄与し、港区の高齢者の在宅生活を支えるサービスの充実が図られており、事業の継続が必要です。 また、介護サービス事業者説明会によって、事業者が円滑な事業運営ができるよう情報提供を行い、介護サービスの質の向上を図ります。 「介護(福祉)の仕事面接・相談会」については、介護事業者と就労希望者のマッチングだけでなく、雇用後の相談も行い、雇用の安定を目指していきます。				

No 204

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象

事務事業名	介護保険サービス利用者負担額助成	開始年度	平成 14 年度
所属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係		
所管課長	保健福祉支援部介護保険課長		
基本政策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政策名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施策名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要

事業の目的	区の独自制度で、低所得の介護保険サービス利用者に対し、利用者負担の軽減を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①生活保護等を受けていないこと。 ②本人及び世帯全員が住民税非課税であって、本人の合計所得及び課税年金収入額の合計が80万円を超えること。 ③世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。 ④住居以外に不動産等の資産を持っていないこと。 ⑤住民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。 ⑥介護保険料を滞納していないこと。
事業の概要	住民税非課税世帯であって、対象者の合計所得金額及び課税年金収入額の合計が80万円を超える者が介護サービスを利用した場合、一月の利用者負担額が1万5000円を超え2万4600円以下の部分の1/2の額を助成します。
根拠法令	港区介護保険サービス利用者負担額助成事業実施要綱

事業の成果

指標	指標1	助成申請数			指標2	補助金			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	420	388	92.4%	平成27年度	1,638	1,503	91.8%	平成27年度			
	平成28年度	480	366	76.3%	平成28年度	1,896	1,616	85.2%	平成28年度			
	平成29年度	420	—	—	平成29年度	1,664	—	—	平成29年度		—	—

成果の概要
(指標の説明等)

補助金額は増加しています。
 当事業の適用により、低所得の利用者の負担額が軽減されることから、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人にとって有用です。
 低所得者が、必要な介護保険サービスをさらに利用できることに繋がる効果があります。

事業費の状況(単位：千円)

年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	1,649	1,649	0	0	0	0	0	0	1,649	1,513	92%
平成28年度	1,924	1,924	0	0	0	0	0	0	1,924	1,643	85%
平成29年度	1,695	1,695	0	0	0	0	—	—	—	—	—

予算・決算に関する特記事項

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	助成額の削減や資産要件の厳格化によるコスト削減の検討の余地はあると考えます。一方、介護保険事業計画において所得の低い人への配慮を謳っています。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が想定されます。低所得者にとって介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	杉並区では港区と同じ内容で実施しています。千代田区や中央区等、他の10区では、港区で実施している「ホームヘルプサービス等利用者負担助成事業」の助成対象サービスを拡大して、低所得者向け負担軽減対策を実施しています。
区関与の必要性(実施する必要性)	介護サービスの利用料に対する減額は、民間では行っていません。真に介護保険サービスを必要とする方が、低所得であるがゆえにサービス利用を控えた結果、QOLの維持が困難になります。こうした事象を防ぐために区が低所得者対策として実施します。また本制度は、国が実施している高額介護サービス費の対象とならない利用者に対して助成を行っていることから、区として実施の必要性があります。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	これまでも、広報みなとや冊子「あったかいね！介護保険」等で助成制度を周知していますが、申請まで至らない場合もあります。制度の更なる周知方法の検討や理解促進が課題です。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	制度のさらなる認知度向上のため、対象者の生活状況を把握するケアマネジャーやヘルパーに対し、引き続き周知を図っていきます。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	低所得者の負担軽減や必要なサービス利用を担保しており、継続は必要と考えます。
② 効果性	4	介護保険サービスの利用促進に繋がっています。
③ 効率性	4	1年に1度の申請で該当する助成金を支給する仕組みとしていることから、一定の効率性を確保しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。	
所管課による評価の理由(事業に対する取組方針) ※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載	低所得者の介護保険サービスの利用料負担を軽減することで、経済的理由から介護保険サービスの利用をためらう人が、より積極的に介護保険サービスを受けられるようになり、介護保険サービスを必要とする人の利用促進に一定の役割を果たしています。より多くの人が必要なサービスを受けられるよう、周知方法を工夫し継続していきます。

N o 205

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	ホームヘルプサービス等利用者負担助成事業	開始年度	平成 18 年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係		
所 管 課 長	保健福祉支援部介護保険課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで健康な都心居住を支援する		
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施 策 名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	区の独自制度で、訪問介護（ホームヘルプ）などの介護保険サービスを利用する低所得者に対し、利用者負担金の一部を助成することにより、居宅による介護保険サービスの利用促進を図ることを目的とします。
事業の対象	次のすべての要件を満たす者 ①生活保護等を受けていないこと。 ②本人及び世帯全員が住民税非課税であること。 ③世帯の預貯金や国債・株式などの総額が500万円以下であること。 ④住居以外に不動産等の資産を持っていないこと。 ⑤住民税が課税されている親族等に扶養されていないこと。 ⑥介護保険料を滞納していないこと。
事業の概要	次の対象サービスの利用者負担額を10%から3%に軽減します。 ① 訪問介護、② 訪問看護、③ 訪問型サービス、④ 介護予防訪問看護、⑤ 夜間対応型訪問介護、⑥ 訪問入浴介護、⑦ 介護予防訪問入浴介護、⑧ 訪問リハビリテーション、⑨ 介護予防訪問リハビリテーション、⑩ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
根拠法令	港区介護保険ホームヘルプサービス等利用者負担金助成事業実施要綱

事業の成果												
指 標	指標1	助成申請数			指標2	補助金			指標3			
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率
	平成27年度	1,680	1,523	90.7%	平成27年度	9,240	7,978	86.3%	平成27年度			
	平成28年度	1,680	1,367	81.4%	平成28年度	8,736	7,148	81.8%	平成28年度			
	平成29年度	1,680	—	—	平成29年度	7,950	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	当事業を受けることにより、低所得者の経済的負担が軽減され、利用者負担が減ることから、経済的理由で介護保険サービスの利用をためらう人にとって介護保険サービスの必要な人が必要なサービスを利用していただくために効果があります。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	9,321	9,321	0	0	0	0	0	0	9,321	8,057	86%
平成28年度	8,821	8,821	0	0	0	0	0	0	8,821	7,231	82%
平成29年度	8,030	8,030	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の余地 工夫・余	助成額の削減や資産要件の厳格化によるコスト削減の余地はあると考えます。一方、介護保険事業計画において所得の低い人への配慮を謳っています。障害者の介護サービスの負担を3%としていることから、介護保険サービスとの整合を図っています。
区民ニーズや要望 (今後の需要見込み)	高齢者人口の増加に伴い、低所得の要介護・要支援者についても増加が想定されます。 低所得者にとって介護保険サービスの利用料負担の助成制度は今後も必要です。
他団体等の取組状況 (類似事業の有無)	類似の利用料軽減制度を実施している区は、港区を含めて12区（千代田、中央、台東、墨田、渋谷、荒川、江戸川等）。
区関与の必要性 (実施する必要性)	介護サービスの利用料に対する減額は、民間では行っていません。真に介護保険サービスを必要とする方が、低所得であるがゆえにサービス利用を控えた結果、QOLの維持が困難になります。こうした事象を防ぐために区が低所得者対策として実施します。
前年度の最終評価 及び付帯意見	継続
事業の課題	これまで、広報みなとや冊子「あったかいね！介護保険」等で助成制度を周知していますが、申請まで至らない場合もあります。制度の更なる周知方法の検討や理解促進が課題です。
次年度へ向けた事務の改善点 (付帯意見への対応等)	制度のさらなる認知度向上のため、対象者の生活状況を把握するケアマネジャーやヘルパーに対し、引き続き周知を図っていきます。

一次評価（所管課による自己評価）		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	低所得者の負担軽減や必要なサービス利用を担保しており、継続は必要と考えます。
② 効果性	4	介護保険サービスの利用促進に繋がっています。
③ 効率性	4	1年に1度の申請で該当する助成金を支給する仕組みとしていることから、一定の効率性を確保しています。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	○ 拡充 ● 継続 ○ 改善 ○ 廃止 ○ 統合
<ul style="list-style-type: none"> ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。 ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。 ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。 ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。 ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。 	
所管課による 評価の理由 (事業に対する 取組方針) ※「拡充」「改善」の 場合は拡充・改善 する具体的な内容を記載 ※「継続」の場合は継続 する具体的な理由を記載 ※「統合」の場合は統合対 象事務事業名を記載	低所得者の介護保険サービスの利用料負担を軽減することで、経済的理由から介護保険サービスの利用をためらう人が、より積極的に介護保険サービスを受けられるようになり、介護保険サービスを必要とする低所得者の利用促進に一定の役割を果たしています。より多くの人が必要なサービスを受けられるよう、周知方法を工夫し継続していきます。

No 206

平成29年度 港区事務事業評価シート

評価対象			
事務事業名	介護保険高額介護サービス費等資金貸付	開始年度	平成 12 年度
所 属	保健福祉支援部介護保険課介護給付係		
所 管 課 長	保健福祉支援部介護保険課長		
基 本 政 策	6 生涯を通じた心ゆたかで自立した地域での生活を支援する		
政 策 名	(24) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活を支援する		
施 策 名	⑥ 在宅生活を支えるサービスの充実		

事業概要	
事業の目的	港区介護保険の被保険者に対し、保険給付が行われるまでの間、高額介護サービス費等資金を貸し付けることにより、必要なサービス等の利用を促進し、被保険者の福祉の増進を図ることを目的とします。
事業の対象	貸し付けの対象となる保険給付：①高額介護サービス費②居宅介護福祉用具購入費③居宅介護住宅改修費④高額介護予防サービス費⑤介護予防福祉用具購入費⑥介護予防住宅改修費
事業の概要	<p>港区の介護保険の被保険者で、次に掲げる要件を備えている場合に、保険給付の支給見込み額の範囲内で貸付を受けることができます。</p> <p>①当該被保険者が、上記保険給付を受ける見込みがあること。 ②当該保険給付に係る居宅サービス等に要する費用について、他の法令等の規定による負担が行われないこと。 ③当該被保険者が、居宅サービス計画を作成してあること。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときはこの限りでない。</p>
根 拠 法 令	港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例 港区介護保険高額介護サービス費等資金貸付条例施行規則

事業の成果												
指 標	指標1	助成金額（単位：千円）			指標2	助成件数（単位：件）			指標3	当初予定	実績	達成率
		当初予定	実績	達成率		当初予定	実績	達成率				
	平成27年度	30	0	0.0%	平成27年度	1	0	0.0%	平成27年度			
	平成28年度	45	0	0.0%	平成28年度	1	0	0.0%	平成28年度			
	平成29年度	1	—	—	平成29年度	1	—	—	平成29年度		—	—
成果の概要 (指標の説明等)	平成19年度に居宅介護住宅改修費、介護予防住宅改修費及び居宅介護福祉用具購入費、介護予防福祉用具購入費については、受領委任払い制度を導入したことにより、平成19年度以降実績はありません。また、高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費についても、助成実績はありません。											

事業費の状況(単位：千円)											
年度	予算状況									決算状況	
	当初予算額	一般財源	国庫支出金	都支出金	基金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
平成27年度	30	30	0	0	0	0	0	0	30	0	0%
平成28年度	45	45	0	0	0	0	0	0	45	0	0%
平成29年度	1	1	0	0	0	0	—	—	—	—	—
予算・決算に関する特記事項											

事務事業を取り巻く状況等	
コスト削減の工夫・余地	ありません。
区民ニーズや要望(今後の需要見込み)	高額介護サービス費の自己負担上限額の見直しや、利用者負担割合変更が検討されていることから、今後の需要が全くないとは考えていません。
他団体等の取組状況(類似事業の有無)	新宿、文京、墨田、目黒、豊島、板橋、江戸川、大田、渋谷、杉並、荒川、足立区等でも実施していますが、いずれも昨年度の実績はありません。
区関与の必要性(実施する必要性)	高額介護サービス費の支給までに支払いが困難となった場合に、他の制度で補完することが難しいため区が実施します。
前年度の最終評価及び付帯意見	継続
事業の課題	介護サービスを利用するにあたり、真に介護サービス利用料の支払いが困難となった時に初めて利用が検討される事業です。そのため現在のところ利用実績がありません。
次年度へ向けた事務の改善点(付帯意見への対応等)	窓口や電話での相談に対して、より丁寧な説明で対応します。

一次評価(所管課による自己評価)		
項目	評価※	評価の理由・コメント
① 必要性	4	高額介護サービス費の支給対象年月が従前より短縮されましたが、介護サービス利用月の翌月に当事業を利用する可能性がゼロではないので、必要最小限の事業を継続します。 真に介護サービス利用料の支払いが困難となった時に利用する制度です。
② 効果性	4	2か月後に給付される高額介護サービス費を担保として資金貸付を行うため、本事業の実施にあたり、効果性は高いです。
③ 効率性	4	利用者本人に給付される費用を担保として、事業運営を行うため、コスト増等見込まれず、効率的に事業を行えます。

※評価は、5:「極めて高い」、4:「高い」、3:「普通」、2:「低い」、1:「極めて低い」を目安に5段階で記入してください。

総合評価	<input type="radio"/> 拡充	<input checked="" type="radio"/> 継続	<input type="radio"/> 改善	<input type="radio"/> 廃止	<input type="radio"/> 統合
------	--------------------------	-------------------------------------	--------------------------	--------------------------	--------------------------

- ・拡充は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を拡充(拡大または充実して実施)する必要があるもの。
- ・継続は、①必要性、②効果性、③効率性の評価が、すべて「4:高い」以上の評価で、事務事業を継続(現状の内容で実施)する必要があるもの。
- ・改善は、「拡充」「継続」「統合」「廃止」に該当しないもので、事務事業の手段、手法を見直しサービス内容等を改善すべきもの。
- ・統合は、効果性、効率性の向上が見込まれるため、他の事務事業と整理統合を検討すべきもの。
- ・廃止は、事務事業の廃止を検討すべきもの。

所管課による評価の理由(事業に対する取組方針)	当事業を補完する他制度がないため、事業廃止は考えていません。
-------------------------	--------------------------------

※「拡充」「改善」の場合は拡充・改善する具体的な内容を記載
 ※「継続」の場合は継続する具体的な理由を記載
 ※「統合」の場合は統合対象事務事業名を記載